

資料 1

あきる野市介護保険事業計画策定委員会資料
(令和6年1月24日送付資料)

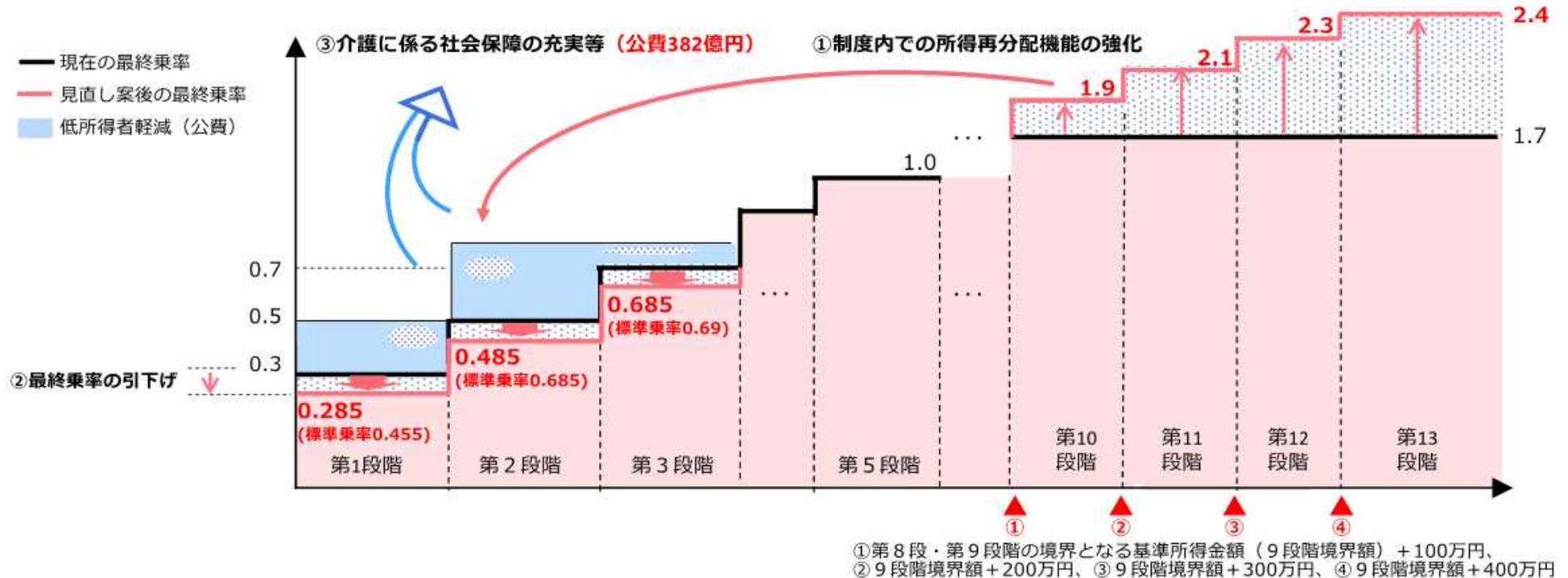
第9期あきる野市 第1号被保険者介護保険料 (案)

第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する**（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

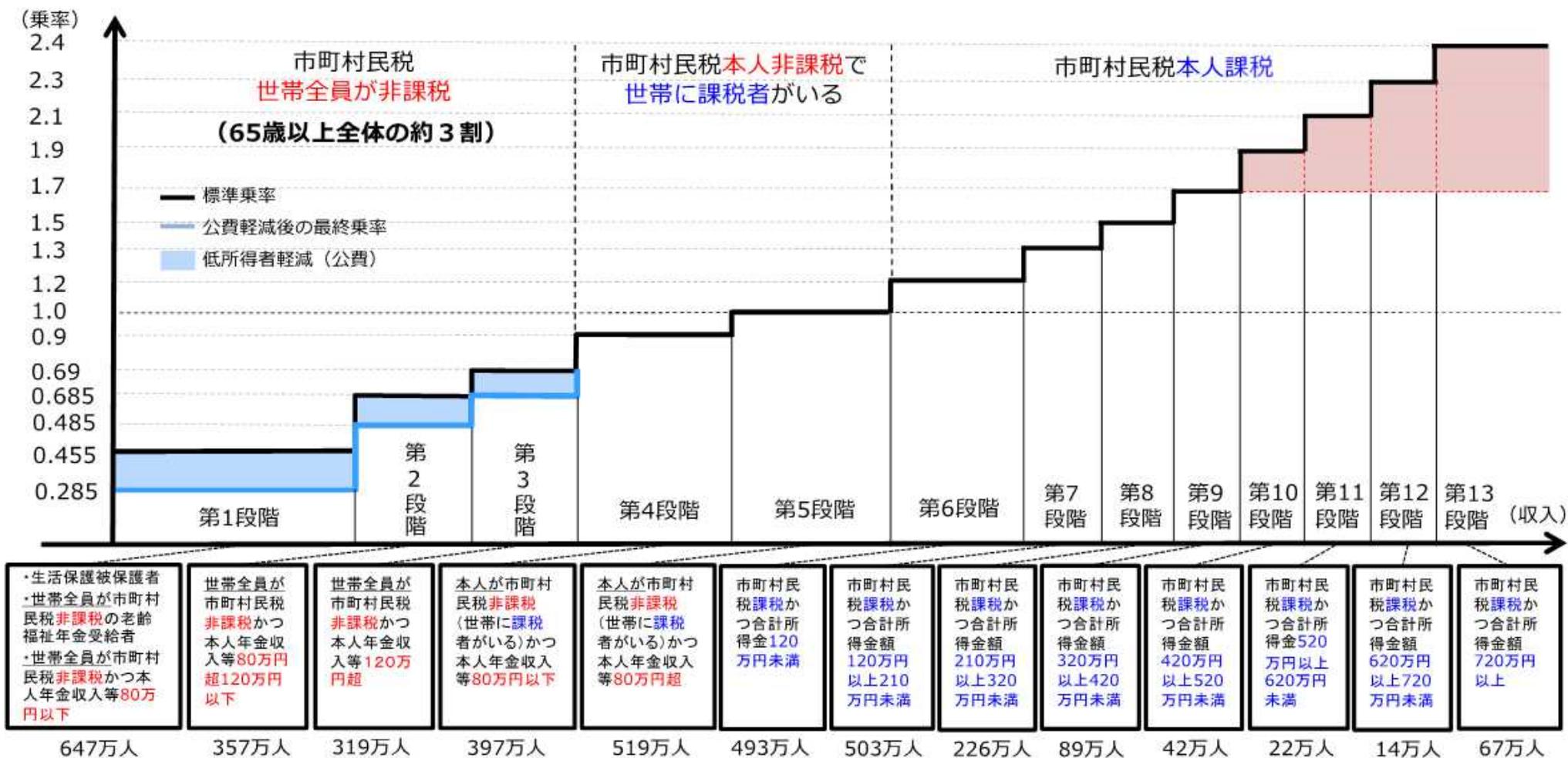
（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上
--	------------------------------	------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------------------------

※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

介護報酬改定率について

- ◆ 12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和 6 年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率について

- 改定率 + 1. 5 9 %

（内訳）

介護職員の処遇改善分 + 0. 9 8 %（令和 6 年 6 月施行）

その他の改定率（※） + 0. 6 1 %

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

- また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として + 0. 4 5 % 相当の改定が見込まれ、合計すると + 2. 0 4 % 相当の改定となる。

あきる野市の第1号被保険者介護保険料の設定の考え方

1 所得段階の多段階設定について

国では、第1号被保険者の所得段階別保険料の設定に当たり、所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、これまで標準段階9段階であったものを、第9期から13段階に変更する予定です。

一方で、保険者（区市町村）の判断によりその所得段階の弾力化を可能としており、国の標準の13段階を超えて多段階化設定を行うことが可能となっています。

本市では、第8期介護保険事業計画における所得段階設定において、国の標準段階を基準としつつ、本人が住民税課税層の所得段階を多段階の設定とし、15段階としてきました。

これらを踏まえ、国の標準段階が9段階から13段階に変更されることに伴い、あきる野市においても国の標準段階設定の趣旨と合うよう、これまで15段階であったものを、第9期から17段階となるよう変更して、高所得者の介護保険料の引き上げ分を原資に、第1段階から第3段階までの非課税世帯の方の介護保険料を引き上げないよう設定します。

	所得段階	第8期		第9期（案）
弾力化	国（標準）	9段階	→	13段階
	あきる野市	15段階	→	17段階 ※第1～3段階の 保険料の据え置き

あきる野市の第1号被保険者介護保険料の設定の考え方

2 介護給付費準備基金の取り崩しについて

介護保険制度では、計画期間内に必要となる第1号被保険者介護保険料について、各計画期間における保険料で賄うことを原則としています。また、各保険者（区市町村）において、計画期間の最終年度に介護給付費準備基金の残高がある場合には、適正に取り崩し、第1号被保険者介護保険料の急激な上昇の抑制に充てることができます。

本市においては、現段階での令和5年度末における介護給付費準備基金の残額が約5億5千万円見込まれています。

一方で、国からは、足下の物価・賃上げの動きが顕著になってきており、安定的な財政運営の重要性が高まっていることから、これらを踏まえた介護給付費準備基金の繰入を検討するよう通知がなされています。

このことから、第9期介護保険料の算定に当たっては、今後の物価高騰や令和8年度の処遇改善が予算編成過程で検討されていることなどを踏まえ、令和5年度末の基金見込残高約5億5千万円のうち4億円を取り崩し、約1億5千万円の基金残高を確保しつつ、保険料の上昇の抑制に充当する予定です。

※保険料上昇抑制効果：年額約▲5,300円、月額▲442円

3 低所得者に対する公費による保険料の軽減について

第9期介護保険料については、国の見直しを踏まえて、所得段階第1段階から第3段階までの介護保険料について、それぞれ基準額に対して、0.17、0.2、0.005の軽減措置を講じていきます。

※給付の見込みについては、次回配付する計画（案）の中でお示しします。

第9期あきる野市第1号被保険者介護保険料(案)

所得段階		第8期					緑字→額を据え置き		第9期(案)					
		国の標準段階		多段階化15段階			国の標準段階		多段階化17段階					
		調整率	段階	段階	保険料【年額】	調整率	調整率	段階	段階	保険料【年額】	差額【年額】	調整率		
本人住民税非課税層	・生活保護受給者 ・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・住民税世帯非課税者で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計額が80万円以下の者	0.30	第1段階	第1段階	17,500円	0.2538	0.285	第1段階	第1段階	17,500円	0円	0.2461		
	住民税世帯非課税者で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の者	0.50	第2段階	第2段階	21,200円	0.3077	0.485	第2段階	第2段階	21,200円	0円	0.2982		
	住民税世帯非課税者で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計額が120万円超の者	0.70	第3段階	第3段階	42,900円	0.6231	0.685	第3段階	第3段階	42,900円	0円	0.6034		
	本人住民税非課税者(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計額が80万円以下の者	0.90	第4段階	第4段階	55,700円	0.8077	0.90	第4段階	第4段階	57,400円	1,700円	0.8077		
	本人住民税非課税者(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計額が80万円超の者【基準額】	1.00	第5段階	第5段階	69,000円	1.0000	1.00	第5段階	第5段階	71,100円	2,100円	1.0000		
本人住民税課税層	合計所得金額 120万円未満の者	1.20	第6段階	第6段階	78,300円	1.1346	1.20	第6段階	第6段階	80,700円	2,400円	1.1346		
	120万円以上 125万円未満の者	1.30	第7段階	第7段階	83,600円	1.2115	1.30	第7段階	第7段階	86,200円	2,600円	1.2115		
	125万円以上 190万円未満の者			第8段階	95,600円	1.3846			第8段階	98,500円	2,900円	1.3846		
	190万円以上 210万円未満の者			第9段階	102,200円	1.4808			第9段階	105,300円	3,100円	1.4808		
	210万円以上 290万円未満の者	1.50	第8段階	第10段階	115,500円	1.6731	1.50	第8段階	第10段階	119,000円	3,500円	1.6731		
	290万円以上 320万円未満の者			第11段階	122,100円	1.7692			第11段階	125,800円	3,700円	1.7692		
	320万円以上 400万円未満の者	1.70	第9段階	第12段階	127,400円	1.8462	1.70	第9段階	第12段階	131,300円	3,900円	1.8462		
	400万円以上 420万円未満の者								第12段階	131,300円	-2,800円			
	420万円以上 520万円未満の者			第13段階	134,100円	1.9423			1.90	第10段階	第13段階	138,100円	4,000円	1.9423
	520万円以上 620万円未満の者	1.70	第9段階	第13段階			2.10	第11段階	第14段階	152,700円	18,600円	2.1468		
	620万円以上 700万円未満の者								2.30	第12段階	第15段階	167,200円	33,100円	2.3512
	700万円以上 720万円未満の者													
	720万円以上 1000万円未満の者	2.40	第13段階	第14段階	143,400円	2.0769	2.40	第13段階	第16段階	174,500円	31,100円	2.4534		
1000万円以上の者	第15段階			152,600円	2.2115	第17段階			185,800円	33,200円	2.6124			

※ 第1段階、第2段階及び第3段階については、基準額に対して、それぞれ0.17、0.2、0.005の率で公費による保険料軽減後の金額である。
 ※ 第8期の合計所得金額については、同条例の附則において、税制改正の影響を遮断した後の額である。